

楽天堂訪問看護ステーション料金一覧表(別紙1)介護保険の場合

平成30年4月1日 改定

種別	利用料金	適用	
訪問看護費	(1)所要時間……………20分未満 311単位の1割負担(訪看I1) (2)所要時間……………30分未満 467単位の1割負担(訪看I2) (3)所要時間……………30分以上1時間未満 816単位の1割負担(訪看I3) (4)所要時間……………1時間以上1時間30分未満 1,118単位の1割負担(訪看I4)	・自己負担の金額は、左記単位の1割となります。 ・ケアプランに基づき算定します。 ※准看護師が介護保険による訪問看護を行った場合は所定訪問看護費の90%を算定します。 ※20分未満…週に1回以上20分以上の訪問看護を実施している必要あり	
各種加算	初回加算	初回加算…300単位	・新規訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合初回の訪問看護を行った月に算定
	退院同時指導加算	退院時共同指導加算…600単位	・病院・診療所または介護老人保健施設に入院・入所の方主に主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合・退院または退所後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要する方であれば2回)に限り算定
	緊急時訪問看護	月1回…574単位(支給限度基準額外で算定)	・緊急時訪問看護加算とは、24時間連絡、相談及び、緊急時に看護師が訪問できる体制をいいます。 ・希望の方は、事前にケアプランを作成する介護支援専門員にご相談ください。
	特別加算管理	(I)月1回…500単位 (II)月1回…250単位 (支給限度基準額外で算定)	(I)在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態 (II)在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること
	早朝・夜間を希望される場合	(1)所要時間……………20分未満の場合 318単位の25%加算 (2)所要時間……………30分未満の場合 474単位の25%加算 (3)所要時間……………30分以上1時間未満の場合 834単位の25%加算 (4)所要時間……………1時間以上1時間30分未満の場合 1,144単位の25%加算	・訪問看護費(1)から(4)に該当する所定単位数の25%加算 ・早朝…6:00～8:00 ・夜間…18:00～22:00
	深夜を希望される場合	(1)所要時間……………20分未満の場合 318単位の50%加算 (2)所要時間……………30分未満の場合 474単位の50%加算 (3)所要時間……………30分以上1時間未満の場合 834単位の50%加算 (4)所要時間……………1時間以上1時間30分未満の場合 1,144単位の50%加算	・訪問看護費(1)から(4)に該当する所定単位数の50%加算 ・深夜…22:00～6:00
		・ターミナルケア加算……………2,000単位 (支給限度基準額外で算定)	・死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問実施 ・ターミナルケアに係る計画・支援体制について説明し同意を得た場合 ・訪問看護後自宅以外での死の場合にも算定可
		・長時間訪問看護加算……………300単位	・特別な管理を要する利用者で、所要時間1時間30分以上となる場合1回につき300単位を加算
複数名訪問加算I	・2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合 (1)所要時間……………30分未満の場合:254単位 (2)所要時間……………30分以上の場合:402単位	・利用者の身体的理由や状況により 看護師が2名以上必要と判断される場合に加算	

複数名 訪問加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合</li> <li>(1)所要時間……30分未満の場合:201単位</li> <li>(2)所要時間……30分以上の場合:317単位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護補助者とは訪問看護師の指示のもとに、療養生上の世話の他、環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者。</li> </ul>
その他の利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常実施地域の場合 無料</li> <li>・エリア外 片道20km未満は無料</li> <li>20km～25km未満 …500円以降5km毎300円追加</li> <li>タクシー……実費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の実施地域 旭市・匠瑳市</li> <li>・タクシー等を利用する時は、事前に利用者の了承を得ます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1.5時間を超える長時間看護の場合 30分毎に2,000円追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理加算算定対象者以外の方</li> </ul>
実負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生材料等</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死後の処置……12,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターミナルケアと連続した死後の処置であること</li> </ul>

※介護保険法で行われる訪問看護は、ケアプランに基づいて実施致します。

※全額自費の場合は、1時間につき、8,000円、以降30分ごとに4,000円追加となります。

**看護・介護職員連携強化加算……250単位/月**

・訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等(※)が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合

※たんの吸引等…口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養

定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護……2920単位/月

要介護5の場合の加算……800単位/月

医療保険の訪問看護を利用している場合の減算……96単位/月

**看護体制強化加算(Ⅰ)……600単位/月**

**看護体制強化加算(Ⅱ)……300単位/月**